

# はじめに

## § 決算事業報告書とは

この決算事業報告書は、多摩市が令和元年度に実施した事業についての情報を市民、議会と共有するために作成しているものです。市の事業に関する基礎情報を最も網羅的に集めた詳細な資料となっています。

## § 決算事業報告書の特徴と経緯

決算報告の基礎資料としては、法定調書と呼ばれる『決算書』及び『主要施策の成果説明書』を作成することが法で定められています。多摩市では、それに加えて決算事業報告書を作成していました<sup>\*1</sup>。これは議会の決算認定審議において法定調書を補完するためのものですが、一方で市民からは分かりにくいとの声もありました。

平成16年度に多摩市自治基本条例が施行され、市民との情報共有や、市民が評価に参画するための基礎情報の提供などが益々求められるようになりました。そのため、専門的な知識を有する市議会議員等だけではなく市民が読んでもわかりやすい報告書とすることを目指し、現在の形になっています。

## § 決算事業報告書の構成

### I (1) 歳入決算額一覧表

科目別の歳入決算額を掲載しています。また、その歳入を特定財源としている場合は、充当先事業の予算コード番号と充当金額が載っています。

### I (2) 事業別歳出決算額一覧表

事業別の歳出決算額、財源内訳、事業概要を掲載しています。また、当該事業の詳細を「I (3) 事業概要及び成果等」で説明している場合は、対応するページが右欄に掲載されています。

### I (3) 事業概要及び成果等

「I (2) 事業別歳出決算額一覧表」の詳細で、3部の構成になっています。

- ① 1項目：事業に関する解説（◇事業の位置付け等／◇令和元年度の事業の実施内容／◇事業にかかる費用／◇成果指標／特記事項）
- ② 1項目下段：自己点検・今後の課題や方向性

<sup>\*1</sup>当初は『主要施策の成果説明書 資料編』及び『事務報告書』の2種類を作成。平成9年度からそれらを合併し現在の名称に改めた。

### ③ 2項目以降: 執行状況及び成果等

このうち①②をまとめて《事業カルテ》と呼んでいます。

事業カルテは、事業の活動実績、活動量、成果、実施水準、見直しの方向性などを共通の切り口から評価するものです。原則として予算計上されている事業を単位として解説していますが、よりわかりやすくするために、複数の類似事業をまとめて解説した合体カルテや、ひとつの事業をさらに細分化した《サブカルテ》を作成するなどの工夫を加えています。

なお、全事業対象が原則ですが、事務的な経費のみの事業などPDCAサイクルに則した評価に馴染まない事業等は、事業カルテ作成対象外にしています。この場合は、事業別歳出決算額一覧表や、執行状況及び成果等のページにおいて、内容等の説明を行っています。

## II 付属資料

巻末に市の財源の根幹である市税関係や各課に共通する項目のデータを掲載しました。

共通項目では、交際費、食糧費、施設別光熱水費、契約(130万円以上の工事契約、50万円以上の委託契約)、補助金交付団体等について、課別にまとめ、一覧の表にしました。

また、平成24年度から一般会計及び各特別会計の収入未済に関する対策の状況を掲載することとしました。これは、全庁的な課題として取り組んでいる未収金の対策に関して、未収金の徴収額や発生額、取組内容等の状況について明記するものです。

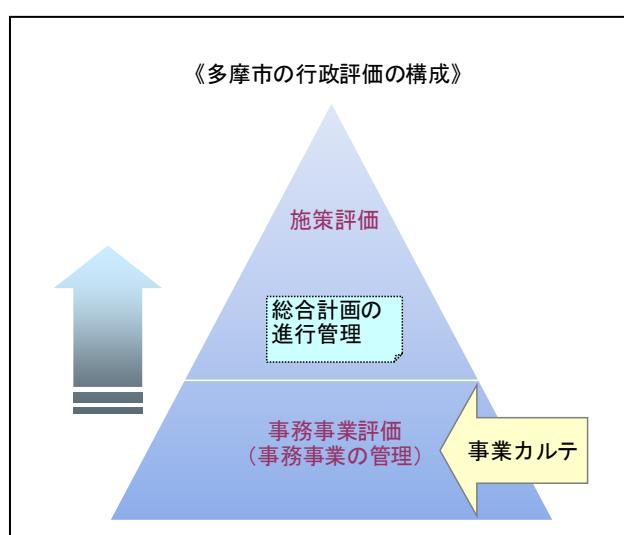
## § 事業カルテと行政評価

### ◆ 事業カルテについて

事業カルテは、一般には「事務事業評価」と呼ばれ、「行政評価」の土台を構成するものです。

この、事業カルテによる事務事業評価は、行政の自己評価として、事業を実施した所管課が行っています。

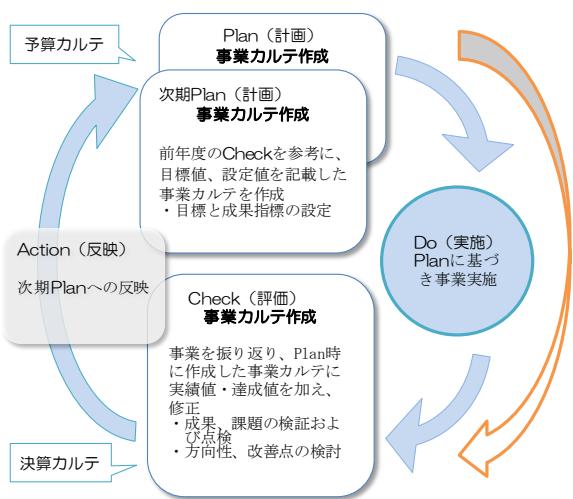
所管課での事務事業評価は、事業カルテを用いたPDCA<sup>\*2</sup>のサイクルに則って行われています。



\*2PDCAサイクル:Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(反映)の頭文字を取ったもので、評価において、計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かすという考え方のこと

右の図のように、まず、予算策定時に計画した目標等を事業カルテに記載します。決算時においては、事業実施を振り返りながら、実施状況や今後の見直し・改善点等について再度事業カルテに記載します。さらに、ここでの見直し点等を次の計画に反映させていきます。

この冊子に掲載されている事業カルテは、決算時に作成したものです。



### ◆ 事業カルテのあゆみ

多摩市では、平成15年度決算から平成17年度決算までの3ヵ年を試行期間として行政評価に取り組んできました。その間、事業カルテについては、作成基準の統一や様式の改善、事業に係る人件費等を含む間接経費の算出、指標の設定、事業評価(診断)の実施などを段階的に導入してきました。

平成18年度から事業カルテでは、平成18年度よりスタートした多摩市戦略プラン(第四次総合計画後期基本計画)上の位置付けを記載し、事務事業が戦略プラン上のどの目標(施策)のもと実施されているのか把握できるようにしました。また、平成23年度に第五次多摩市総合計画が策定されたことに併せて、事業カルテの修正を行い、目標体系上の位置付けを記載しています。

事業について客観的な視点から評価するためには、毎年度一定の基準に照らして分析し、次年度以降の事業実施へ反映することが必要です。平成23年度からは「事業診断書」の構成を見直し、施策評価の基礎資料として活用可能な「自己点検・評価」に改編しました。これからも、よりわかりやすい行政評価を目指し、事業カルテ等の様式や評価手法についてさらなる精度向上に取り組んでいきます。

### ◆ 多摩市の行政評価の取組

これまでの取組では、所管課での事務事業評価(事業カルテ)を受けて、多摩市戦略プランの体系(まちづくりの優先分野—重点目標—個別目標)における達成状況を評価し、次年度以降の市政運営の方針や施策の方向性を定めるために政策評価を実施してきました。また、平成22年度から事務事業評価に市民の視点による外部評価を取り入れるために行政評価市民委員会の取組を実施してきました。さらに、この取組を発展させ、平成24年度からは、これまでの取組を踏まえ、一部手法を見直し、より多くの市民の参画のもと施策評価を行う行政評価市民フォーラムを実施しています。

令和元年度からスタートした第五次総合計画第3期基本計画においても、事業のPDCAを踏まえ、評価結果の各事業への反映を行っています。この作業の上で、事業カルテは第五次多摩市総合計画の施策の達成度を分析し、第五次総合計画における各事業の有効性や今後の見通しを判断する上での基礎資料となります。